

東京都駐車場条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現 行
<p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （届出書の提出）</p> <p>第三条の三 条例第十八条の二の規定により駐車施設の設置の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときまでに、別記第七号様式による届出書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 条例第十八条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者 第三条第一項に規定する認定申請書を知事に提出するとき。</p> <p>二 条例第十七条の六の規定の適用を受ける建築物の敷地外に駐車施設を設置しようとする者 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第一項の規定による確認を含む。）の申請のとき。</p> <p>2 条例第十八条の二の規定により駐車施設の変更の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる届出事項について、それぞれ当該各号に定める日までに、別記第七号様式による届出書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 駐車施設に係る届出事項 次のイからニまでに掲げる区分に応</p>	<p>第一条から第三条の二まで（略） （届出書の提出）</p> <p>第三条の三 条例第十八条の二の規定により駐車施設の設置又は変更の届け出をしようとする者は、別記第七号様式による届出書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

じ、それぞれ当該イからニまでに掲げる日

イ 設置場所 駐車施設が移転する日

ロ 届出をしようとする者が駐車施設について有する権利 所有権、使用権その他の駐車施設の設置に係る権利について変更が生じた日から二週間を経過する日

ハ ロに規定する権利の設定について第三者の承諾を要する場合における当該第三者の住所又は所在地及び氏名又は名称 当該住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称の変更が生じた日から二週間を経過する日

ニ 規模 次の(一)から(三)までに掲げる事項のいずれかに変更が生じる日

(一) 駐車施設の台数

(二) 駐車施設が存する建築物において附置しなければならない台数

(三) 建築物又は建築物の敷地内における駐車施設の附置とみなされる台数

二 条例第十八条第一項若しくは第二項又は第十七条の六の規定の適用を受ける建築物に係る届出事項 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに掲げる日

イ 所在地 建築物が移転する日

ロ 駐車施設台数 附置しなければならない台数に変更が生じる日

3) 前二項の届出書には、条例第十八条第一項若しくは第二項の特例を受ける建築物又はその敷地内に駐車施設を設け難い理由書及び次の表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第四百四十九条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物以外の建築物にあつては、同表二の項に掲げる図書を省略することができる。

図書の種類		明示すべき事項
一 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに条例第十八条第一項若しくは第二項又は第十七条の六の規定の適用を受ける建築物
	配置図	(現行のとおり)
	各階平面図(駐車施設が建築物内にある階に限る。)	(現行のとおり)
二 条例第十八条第一項若しくは第二項又は第三項の特例を受ける	配置図	(現行のとおり)
	各階平面図	(現行のとおり)

2) 前項の届出書には、条例第十八条第一項若しくは第二項の特例を受ける建築物又はその敷地内に駐車施設を設け難い理由書及び次の表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第四百四十九条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物以外の建築物にあつては、同表二の項に掲げる図書を省略することができる。

図書の種類		明示すべき事項
一 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに条例第十八条第一項又は第二項の特例を受ける建築物
	配置図	(略)
	各階平面図(駐車施設が建築物内にある階に限る。)	(略)
二 条例第十八条第一項又は第二項の特例を受ける	配置図	(略)
	各階平面図	(略)

